

令和3年度

那覇市「不妊に悩む方への特定治療支援事業」申請時の注意事項

【申請書の記載について】

◇申請には、**全て同じ印鑑**をご使用ください。

※認印可。銀行印である必要はありません。

◇ご夫婦のうち、振込先の**口座の名義人の氏名**を下記の様式へ記入してください。（ただし、那覇市に住所を有する方）

- ①第1号様式（申請書）の「申請者氏名」
- ②第7号様式（請求書）の「氏名」
- ③債権者登録申請書 の「氏名又は名称」・「口座名義」

◇ゆうちょ銀行への振込みをご希望の場合は、債権者登録申請書の受取口座欄に、通帳見開き2ページ目の「他金融機関からの振込み用の店名および口座番号」をご記入ください。

【提出書類等】

◇領収書は、医師の証明した金額分、**必ず“原本”**をお持ちください。
写しのみ持参された場合は受付ができません。

※領収書は原則として原本をご提出いただきますが、申請者の希望があれば、原本の確認・複写後にお返しすることができます。

※助成金の申請時に原本をご提出いただいた場合は、後日申し出があってもお返しすることはできませんので、ご注意ください。

◇債権者登録申請書の添付書類として、**通帳の写し（通帳の表と、見開き1ページ目）**をご提出ください。キャッシュカードでの受付はできません。
（ネット銀行等の通帳の発行のない金融機関のみ、キャッシュカードで受付いたします。ネット銀行は一部利用できない場合がありますので、登録を希望される場合は事前にお問い合わせください。）

※振込には①漢字氏名・②フリガナ・③口座番号・④支店名・⑤口座の種類 の情報が
必要です。

※申請時に振込先の口座の通帳をご持参いただければ、窓口でコピーをとります。

◇窓口へお越しの際は申請印をお持ちください。

※記載事項に訂正等のある場合、訂正のための押印をお願いすることがあります。

【その他】

◆受付について◆

不妊に悩む方への特定治療支援事業は助成予定額（予算額）へ達した場合、年度内であってもその時点で受付を終了いたします。

治療終了後は、速やかに申請をいただくようお願いします。

◆承認までの期間◆

申請より約1ヶ月後に承認または不承認の決定をいたします。（他市町村から那覇市へ転入されている場合や夫婦の一方が那覇市外に住所を有する場合に、他自治体にて助成状況を確認する必要があるため1ヶ月以上かかる場合もあります。）

◆助成金交付時期◆

承認決定後、ご指定の口座に助成金を振り込みます。振り込みまでの目安は承認通知後から約1ヶ月です。

◆申請先について◆

ご夫婦の住所が別世帯で、そのうちお一人が那覇市以外に住民票を有する場合は、「那覇市」または「夫または妻の住所地を管轄する保健所」の、どちらか一方に申請いただけます。（同一の治療に対し、重複した申請はできません。）

※市町村によっては、県等の助成金に加え、独自の助成を行っている市町村もありますので、ご確認のうえ、申請先を決定してください。